

仕 様 書

1 委託業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合 高齢者に関する調査業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

3 委託内容

(1) 調査票及び封筒の作成業務

調査票の編集、印刷

国が示した調査票を基本原稿とし、10項目程度の質問項目を追加予定。

調査票は「①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、「②在宅介護実態調査」の2種類作成する。

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

仕様	部数
調査票 ・ A4・15ページ ・ ホッチキス中綴じ・色上質紙 ・ 中厚・再生紙使用・2色刷り	5,000部程度 【内訳】（予定） 鳥栖市 2,900部 基山町 700部
発送封筒 ・ 角型2号	みやき町 1,000部
返信用封筒 ・ 長型3号	上峰町 400部

②在宅介護実態調査

仕様	部数
調査票 ・ A4・6ページ ・ ホッチキス中綴じ・色上質紙 ・ 中厚・再生紙使用・2色刷り	2,000部程度 【内訳】（予定） 鳥栖市 1,000部 基山町 300部
発送封筒 ・ 角型2号	みやき町 500部
返信用封筒 ・ 長型3号	上峰町 200部

(2) 調査票の発送及び回収業務

① 封入封緘

② 発送・回収

- ・調査票等の発送にかかる費用は受注者の負担とし、調査票の返信にかかる郵便料金（料金受取人払）の費用についても、受注者の負担とする。また、料金受取人払の利用にかかる承認手続きは受注者が行うものとする。
- ・調査票の返信先は全て受注者宛てとし、回収した調査票及び返信用封筒は厳重に保管し、業務終了までに、受注者において適切に廃棄すること。
- ・多数の回答を回収できるよう、督促の方法等を工夫すること。
- ・発送及び回収者を電子データで管理すること。
- ・発送対象者一覧は発注者で作成する。

(3) 集計及び分析業務

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 ※想定回収率 70%

○回収した調査票を市町ごと、日常生活圏域ごとに集計する。

集計は、単純集計、本組合が指定する基本属性×設問のクロス集計を行い、その結果は、次のとおり紙、電子データでそれぞれ正副 2 通納品する。

- ・本組合圏域一括 ・ 4 市町ごと ・ 日常生活圏域（7 圏域）ごと

また、チャート・集計表、傾向等の分析を別途、電子データでの納品を行う。

○国が示すファイルへのデータ入力

※「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の手引き」（国ホームページ）参照

国が示す「データ送信用ファイル」に回答データ（本組合が設定する独自質問除く。）入力し、電子データにより納品する。

② 在宅介護実態調査 ※想定回収率 50%

○回収した調査票を市町ごとに集計する。

集計は、単純集計、本組合が指定する基本属性×設問のクロス集計を行い、その結果は、次のとおり紙、電子データでそれぞれ正副 2 通納品する。

- ・本組合圏域一括 ・ 4 市町ごと

また、チャート・集計表、傾向等の分析を別途、電子データでの納品を行う。

○国が示すファイルへのデータ入力

※「在宅介護実態調査 実施のための手引き」（国ホームページ）参照

国が示すエクセルデータに回答データ（本組合が設定する独自質問除く。）入力し、電子データにより納品する。

4 成果品について

納品時期 令和8年3月19日（木）まで

納品場所 鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 地域支援係

5 支払について

委託料の支払いについては、成果品の納品後、支払うものとする。

6 注意事項

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務を遂行するに当たっては、関係する法令及び本仕様書を遵守し、業務の目的を十分に理解して業務を行うこと。

(2) 個人情報の保護

プライバシーマーク使用許諾、若しくはこれと同等の個人情報保護に関する認証、又は I SMS 若しくはこれと同等のセキュリティマネジメントシステムの認証を受けていること。

(3) 事前協議及び報告

受託者は、業務内容の実施にあたり、本組合と事前に協議を行うこと。

また、業務の進捗状況に応じて、本組合に報告を行うこと。

(4) 再委託の禁止又は制限

受託者は、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、補助的業務等で第三者に再委託しなければならない場合は文書でその旨を通知し、本組合の承諾を受けなければならない。

(5) 調査内容等の第三者への提供の禁止等

① 受託者は、本業務で知り得た内容を、第三者に提供してはならない。

② 受託者は、本組合が承諾した場合を除き、受託業務の内容を他の用途に利用してはならない。

(6) 個人情報の取り扱いについて

① 受託者は、本業務で知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

② 再委託する場合には、個人情報及び調査内容等の保護については、受託者が責任をもって管理すること。

③ 受託者は、業務委託契約終了後も個人情報及び調査内容等の保護を行うこと。

(7) その他

本業務の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項又は業務遂行上で疑義が生じた場合は、本組合と協議を行うこと。